

16 特別指導第一課・特別指導第二課

特定事項に関する監督

① 概要

保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者、その他医療保険事業の療養担当者に対する監督に関する事務のうち、地方厚生局長が特別の監督を行う必要があると認めた特定事項に関する監督を行っています。

② 実績

ア 指導

保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師

- ・近畿厚生局管内の保険医療機関、保険薬局、保険医及び保険薬剤師に対して、個別指導を実施しました。

イ 監査

保険医療機関、保険医

- ・近畿厚生局管内の保険医療機関及び保険医に対して、監査を実施しました。

※ 実施件数については、各府県事務所等の実績に含まれています。